議案第２６号

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和２年３月２４日

（提出者）
世田谷区教育委員会
教育長　渡部　理枝

（提案説明）
令和２年４月１日付で導入される会計年度任用職員制度に関し、世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則を一部改正する必要があるため、本件議案を提案する。

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則（平成２年３月世田谷区教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い」を削る。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

職	職務
教育国際交流専門員	教育における国際交流に係る専門的な見地からの情報の収集、助言、交渉等に関すること。

別表第２（第４条関係）

職	任用の資格
教育国際交流専門員	別表第１に掲げる教育国際交流専門員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則 平成２年３月28日世教委規則第２号 改正 平成４年７月15日世教委規則第12号 平成６年３月14日世教委規則第２号 平成７年３月15日世教委規則第１号 平成８年３月29日世教委規則第３号 平成９年３月27日世教委規則第４号 平成10年３月31日世教委規則第６号 平成11年３月24日世教委規則第10号 平成12年３月31日世教委規則第９号 平成12年６月30日世教委規則第24号 平成13年１月５日世教委規則第１号 平成13年３月30日世教委規則第５号 平成14年３月29日世教委規則第７号 平成15年３月31日世教委規則第３号 平成17年３月25日世教委規則第７号 平成18年３月29日世教委規則第11号 平成19年３月23日世教委規則第４号 平成19年３月30日世教委規則第11号 平成19年10月26日世教委規則第16号 平成20年３月28日世教委規則第８号 平成22年３月26日世教委規則第３号 平成24年３月30日世教委規則第１号 平成25年３月29日世教委規則第２号 平成26年３月28日世教委規則第５号	○世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則 平成２年３月28日世教委規則第２号 改正 平成４年７月15日世教委規則第12号 平成６年３月14日世教委規則第２号 平成７年３月15日世教委規則第１号 平成８年３月29日世教委規則第３号 平成９年３月27日世教委規則第４号 平成10年３月31日世教委規則第６号 平成11年３月24日世教委規則第10号 平成12年３月31日世教委規則第９号 平成12年６月30日世教委規則第24号 平成13年１月５日世教委規則第１号 平成13年３月30日世教委規則第５号 平成14年３月29日世教委規則第７号 平成15年３月31日世教委規則第３号 平成17年３月25日世教委規則第７号 平成18年３月29日世教委規則第11号 平成19年３月23日世教委規則第４号 平成19年３月30日世教委規則第11号 平成19年10月26日世教委規則第16号 平成20年３月28日世教委規則第８号 平成22年３月26日世教委規則第３号 平成24年３月30日世教委規則第１号 平成25年３月29日世教委規則第２号 平成26年３月28日世教委規則第５号

改正後	改正前
平成27年３月27日世教委規則第10号 平成28年２月26日世教委規則第１号 平成30年３月30日世教委規則第７号 平成30年９月７日世教委規則第12号 令和２年●月●日世教委規則第●号 世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則 （設置） 第１条　世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に必要な非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の５第１項又は第28条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）を置く。 ２　職員の職、任用、分限、服務等については、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。 （職及び職務） 第２条　職員の職及び職務は、別表第１のとおりとする。 （欠格条項） 第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、職員となることができない。 （１）　成年被後見人又は被保佐人 （２）　禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （３）　東京都又は世田谷区において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 （４）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 （任命） 第４条　職員は、別表第２の左欄に定める職の区分に応じ、同表の右	平成27年３月27日世教委規則第10号 平成28年２月26日世教委規則第１号 平成30年３月30日世教委規則第７号 平成30年９月７日世教委規則第12号 世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則 （設置） 第１条　世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に必要な非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の５第１項又は第28条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）を置く。 ２　職員の職、任用、分限、服務等については、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。 （職及び職務） 第２条　職員の職及び職務は、別表第１のとおりとする。 （欠格条項） 第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、職員となることができない。 （１）　成年被後見人又は被保佐人 （２）　禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （３）　東京都又は世田谷区において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 （４）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 （任命） 第４条　職員は、別表第２の左欄に定める職の区分に応じ、同表の右

改正後	改正前
欄に定める資格を有する者のうちから委員会が任命する。 （任用期間等） 第５条　職員の任用期間は、１年以内とする。ただし、再度任用することを妨げない。 （服務） 第６条　職員は、職務に専念しなければならない。 ２　職員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。 ３　職員は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 （免職） 第７条　職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずる。 （１）　職務実績が良くないとき。 （２）　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 （３）　職員としてふさわしくない非行のあったとき。 （４）　予算の減少その他委員会の都合により設置の必要がなくなったとき。 （委任） 第８条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。 付　則 １　この規則は、平成２年４月１日から施行する。 ２　次に掲げる規則は、廃止する。 （１）　世田谷区社会教育指導員の設置に関する規則（昭和50年７月東京都世田谷区教育委員会規則第５号） （２）　世田谷区学芸員及び解説員の設置に関する規則（昭和50年７月東京都世田谷区教育委員会規則第６号）	欄に定める資格を有する者のうちから委員会が任命する。 （任用期間等） 第５条　職員の任用期間は、１年以内とする。ただし、再度任用することを妨げない。 （服務） 第６条　職員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念しなければならない。 ２　職員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。 ３　職員は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 （免職） 第７条　職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずる。 （１）　職務実績が良くないとき。 （２）　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 （３）　職員としてふさわしくない非行のあったとき。 （４）　予算の減少その他委員会の都合により設置の必要がなくなったとき。 （委任） 第８条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。 付　則 １　この規則は、平成２年４月１日から施行する。 ２　次に掲げる規則は、廃止する。 （１）　世田谷区社会教育指導員の設置に関する規則（昭和50年７月東京都世田谷区教育委員会規則第５号） （２）　世田谷区学芸員及び解説員の設置に関する規則（昭和50年７月東京都世田谷区教育委員会規則第６号）

改正後	改正前
（３）　世田谷区教育相談員の設置に関する規則（昭和50年７月東京都世田谷区教育委員会規則第８号） （４）　世田谷区立幼稚園教育補助員の設置に関する規則（昭和56年４月東京都世田谷区教育委員会規則第３号） （５）　世田谷区生活指導相談員の設置に関する規則（昭和56年４月東京都世田谷区教育委員会規則第４号） （６）　世田谷区治療教育指導員の設置に関する規則（昭和56年４月東京都世田谷区教育委員会規則第５号） （７）　世田谷区伝統工芸指導員の設置に関する規則（平成元年３月東京都世田谷区教育委員会規則第６号） （８）　世田谷区図書館嘱託員の設置に関する規則（平成元年３月東京都世田谷区教育委員会規則第７号） 附　則（平成４年７月15日世教委規則第12号） この規則は、平成４年８月１日から施行する。 附　則（平成６年３月14日世教委規則第２号） この規則は、平成６年４月１日から施行する。 附　則（平成７年３月15日世教委規則第１号） この規則は、平成７年４月１日から施行する。 附　則（平成８年３月29日世教委規則第３号） この規則は、平成８年４月１日から施行する。 附　則（平成９年３月27日世教委規則第４号） この規則は、平成９年４月１日から施行する。 附　則（平成10年３月31日世教委規則第６号） この規則は、平成10年４月１日から施行する。 附　則（平成11年３月24日世教委規則第10号） この規則は、平成11年４月１日から施行する。 附　則（平成12年３月31日世教委規則第９号） この規則は、平成12年４月１日から施行する。	（３）　世田谷区教育相談員の設置に関する規則（昭和50年７月東京都世田谷区教育委員会規則第８号） （４）　世田谷区立幼稚園教育補助員の設置に関する規則（昭和56年４月東京都世田谷区教育委員会規則第３号） （５）　世田谷区生活指導相談員の設置に関する規則（昭和56年４月東京都世田谷区教育委員会規則第４号） （６）　世田谷区治療教育指導員の設置に関する規則（昭和56年４月東京都世田谷区教育委員会規則第５号） （７）　世田谷区伝統工芸指導員の設置に関する規則（平成元年３月東京都世田谷区教育委員会規則第６号） （８）　世田谷区図書館嘱託員の設置に関する規則（平成元年３月東京都世田谷区教育委員会規則第７号） 附　則（平成４年７月15日世教委規則第12号） この規則は、平成４年８月１日から施行する。 附　則（平成６年３月14日世教委規則第２号） この規則は、平成６年４月１日から施行する。 附　則（平成７年３月15日世教委規則第１号） この規則は、平成７年４月１日から施行する。 附　則（平成８年３月29日世教委規則第３号） この規則は、平成８年４月１日から施行する。 附　則（平成９年３月27日世教委規則第４号） この規則は、平成９年４月１日から施行する。 附　則（平成10年３月31日世教委規則第６号） この規則は、平成10年４月１日から施行する。 附　則（平成11年３月24日世教委規則第10号） この規則は、平成11年４月１日から施行する。 附　則（平成12年３月31日世教委規則第９号） この規則は、平成12年４月１日から施行する。

改正後	改正前
附　則（平成12年６月30日世教委規則第24号） この規則は、平成12年９月１日から施行する。 附　則（平成13年１月５日世教委規則第１号） この規則は、平成13年１月６日から施行する。 附　則（平成13年３月30日世教委規則第５号） この規則は、平成13年４月１日から施行する。 附　則（平成14年３月29日世教委規則第７号） この規則は、平成14年４月１日から施行する。 附　則（平成15年３月31日世教委規則第３号） この規則は、平成15年４月１日から施行する。 附　則（平成17年３月25日世教委規則第７号） この規則は、平成17年４月１日から施行する。 附　則（平成18年３月29日世教委規則第11号） この規則は、平成18年４月１日から施行する。 附　則（平成19年３月23日世教委規則第４号） この規則は、平成19年４月１日から施行する。 附　則（平成19年３月30日世教委規則第11号） この規則は、平成19年４月１日から施行する。 附　則（平成19年10月26日世教委規則第16号） この規則は、平成19年11月１日から施行する。 附　則（平成20年３月28日世教委規則第８号） この規則は、平成20年４月１日から施行する。 附　則（平成22年３月26日世教委規則第３号） この規則は、平成22年４月１日から施行する。 附　則（平成24年３月30日世教委規則第１号） この規則は、平成24年４月１日から施行する。 附　則（平成25年３月29日世教委規則第２号） この規則は、平成25年４月１日から施行する。	附　則（平成12年６月30日世教委規則第24号） この規則は、平成12年９月１日から施行する。 附　則（平成13年１月５日世教委規則第１号） この規則は、平成13年１月６日から施行する。 附　則（平成13年３月30日世教委規則第５号） この規則は、平成13年４月１日から施行する。 附　則（平成14年３月29日世教委規則第７号） この規則は、平成14年４月１日から施行する。 附　則（平成15年３月31日世教委規則第３号） この規則は、平成15年４月１日から施行する。 附　則（平成17年３月25日世教委規則第７号） この規則は、平成17年４月１日から施行する。 附　則（平成18年３月29日世教委規則第11号） この規則は、平成18年４月１日から施行する。 附　則（平成19年３月23日世教委規則第４号） この規則は、平成19年４月１日から施行する。 附　則（平成19年３月30日世教委規則第11号） この規則は、平成19年４月１日から施行する。 附　則（平成19年10月26日世教委規則第16号） この規則は、平成19年11月１日から施行する。 附　則（平成20年３月28日世教委規則第８号） この規則は、平成20年４月１日から施行する。 附　則（平成22年３月26日世教委規則第３号） この規則は、平成22年４月１日から施行する。 附　則（平成24年３月30日世教委規則第１号） この規則は、平成24年４月１日から施行する。 附　則（平成25年３月29日世教委規則第２号） この規則は、平成25年４月１日から施行する。

改正後

附　則（平成26年３月28日世教委規則第５号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月27日世教委規則第10号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年２月26日世教委規則第１号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月30日世教委規則第７号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年９月７日世教委規則第12号）

この規則は、平成30年９月10日から施行する。

附　則（令和２年●月●日世教委規則第●号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

職	職務
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除 削除
削除	削除

改正前

附　則（平成26年３月28日世教委規則第５号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月27日世教委規則第10号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年２月26日世教委規則第１号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月30日世教委規則第７号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年９月７日世教委規則第12号）

この規則は、平成30年９月10日から施行する。

別表第１（第２条関係）

職	職務
解説員	郷土資料館の展示資料及び資料館資料の解説及び整理保全並びに観覧者の案内その他観覧者に対する奉仕活動に関すること。
学芸員	郷土資料館資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
社会教育指導員	社会教育主事を補助し、社会教育の振興を図るために必要な事項の指導及び助言の事務に関すること。
教育相談員	１　幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 ２　区立の幼稚園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。
幼稚園教育嘱託員	１　区立の幼稚園における預かり保育に関すること。

改正後		改正前	
	削除		2　区立の幼稚園における教育課程に係る教育活動の補助に関すること。
削除	削除	認定こども園保育員	区立の認定こども園における保育業務に関すること。
削除	削除 削除	認定こども園嘱託介助員	1　区立の認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関すること。 2　区立の認定こども園の臨時職員等の職務指導に関すること。
削除	削除 削除 削除 削除 削除	文化財資料調査員	1　文化財の調査に関すること。 2　文化財の保護団体及び研究団体に関すること。 3　文化財に関する資料の収集及び整理に関すること。 4　文化財保護思想の普及に関すること。 5　委員会が文化財の保護のために必要と認めたこと。
削除	削除	伝統工芸指導員	伝統工芸（紙すき、木工及び陶芸をいう。）の指導等に関すること。
削除	削除	図書館嘱託員	図書等の貸出し及び整理業務に関すること。
削除	削除 削除 削除 削除	歴史専門調査員	1　歴史及び史料の調査及び研究並びにそれらの成果の普及に関すること。 2　史料の収集、保存及び整理に関すること。 3　歴史の研究及び文化財の保護・普及についての指導及び助言を行うこと。 4　委員会が歴史の調査及び研究並びに文化財の保護のために必要と認めたこと。

改正後		改正前	
削除	削除	教育センター嘱託員	児童、生徒及び教職員の教育向上並びに教育・文化の充実、振興を図るための事務に関すること。
削除	削除 削除 削除	学校警備嘱託員	1　学校内外の警備業務（防犯、防火等の業務をいう。）に関すること。 2　学校開放時における施設管理及び手続事務等に関すること。 3　委員会が学校運営上必要と認めたこと。
削除	削除	自然教育指導員	自然体験学習の指導に関すること。
削除	削除	非常勤講師	区立の幼稚園及び小・中学校における児童及び生徒の授業等の指導に関すること。
削除	削除 削除 削除	学校業務嘱託員	1　登下校時及び学校行事等における学童の交通安全誘導に関すること。 2　学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業に関すること。 3　委員会が学校運営上必要と認めたこと。
削除	削除	教育相談専門調査員	教育相談全般への専門的援助及び指導並びに委員会が必要とする教育相談全般に係る調査及び研究に関すること。
削除	削除 削除 削除 削除	主任教育相談員	1　教育相談室の運営及び教育相談員への援助に関すること。 2　幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 3　区立の幼稚園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 4　家に閉じこもりの状態にある児童及び生徒並びにその保護者への援助をするメ

改正後		改正前	
	削除		ンタルフレンドの指導及び監督に関すること。 5　区立の小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。
削除	削除	ほっとスクール指導員	心理的理由等により不登校の状態にある児童及び生徒への指導及び援助に関すること。
削除	削除	スクールカウンセラー	区立の小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。
削除	削除 削除 削除 削除 削除	スクールソーシャルワーカー	1　児童及び生徒の健全育成のための関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。 2　区立の小・中学校における児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関すること。 3　健全育成に係る課題を抱える児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 4　保護者、教職員等への児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談及び情報の提供に関すること。 5　家に閉じこもりの状態にある児童及び生徒並びにその保護者への援助をするメンタルフレンドの指導及び監督に関すること。
削除	削除	教育支援スクールソーシャルワーカー	1　区立の幼稚園及び小・中学校（以下この項において「区立学校」という。）における深刻な問題、苦情等への早期対応を図るための区立学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。

改正後		改正前	
	削除 削除 削除		2　区立学校における児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関すること。 3　健全育成に係る課題を抱える区立学校の児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 4　区立学校の教職員、保護者等への児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談及び情報の提供に関すること。
削除	削除 削除 削除	学校包括支援員	1　区立の幼稚園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 2　区立の小・中学校における生活指導上必要な相談及び援助に関すること。 3　児童及び生徒の生活指導に関する情報の収集に関すること。
削除	削除	英語活動支援員	区立の小学校における英語活動上必要な援助に関すること。
削除	削除 削除	就学相談員	1　幼児、児童及び生徒の就学上の相談に関すること。 2　その他委員会が就学相談活動上必要と認めたこと。
削除	削除 削除 削除 削除	特別支援学級支援員	1　特別支援学級の児童及び生徒の安全管理に関すること。 2　特別支援学級の教育活動上必要な援助に関すること。 3　特別支援学級の生活指導上必要な援助に関すること。 4　特別支援学級の臨時職員の職務指導に

改正後		改正前	
	削除		関すること。 5　その他委員会が学校運営上必要と認めたこと。
削除	削除 削除 削除	新ＢＯＰ事務局長	1　児童の放課後遊びの推進及び安全確保に関すること。 2　放課後遊びの状況等についての家庭との連絡並びに新ＢＯＰの運営のための区立小学校及び関係機関との連絡調整に関すること。 3　その他委員会が新ＢＯＰの運営上必要と認めたこと。
削除	削除 削除 削除	学校給食栄養管理嘱託員	1　区立の小・中学校における学校給食の実施に必要な計画の作成及び給食指導に関すること。 2　区立の小・中学校における学校給食の実施に必要な献立の作成及び安全・衛生管理に関すること。 3　区立の小・中学校における学校給食の実施に伴う物資の管理に関すること。
削除	削除 削除	幼稚園業務嘱託員	1　区立の幼稚園における環境の整備その他の用務に関すること。 2　委員会が区立の幼稚園の運営上必要と認めたこと。
削除	削除 削除	教育相談専門指導員	1　教育相談全般に係る専門的見地からの指導及び助言並びに調査及び研究に関すること。 2　区立の小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。

改正後		改正前	
削除	削除 削除 削除	心理教育相談員	1　幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2　区立の幼稚園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 3　区立の小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。
削除	削除 削除 削除	学校施設整備嘱託員	1　学校施設整備に係る事務に関すること。 2　関係機関との協議及び調整に関すること。 3　その他委員会が学校施設の整備上必要と認めたこと。
削除	削除	学校嘱託医	教職員に対する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく面接指導等に関すること。
教育国際交流専門員	教育における国際交流に係る専門的な見地からの情報の収集、助言、交渉等に関すること。	教育国際交流専門員	教育における国際交流に係る専門的な見地からの情報の収集、助言、交渉等に関すること。

別表第２（第４条関係）

職	任用の資格
削除	削除
削除	削除
削除	削除 削除

別表第２（第４条関係）

職	任用の資格
解説員	別表第１に掲げる解説員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
学芸員	博物館法（昭和26年法律第285号）第５条に規定する資格を有する者
社会教育指導員	次の各号のいずれかに該当する者 1　社会教育主事講習の修了証書を有する者

改正後		改正前	
	削除 削除 削除 削除		２　社会教育法（昭和24年法律第207号。以下この項において「法」という。）第９条の４第３号に規定する社会教育に関する科目の単位を修得した者 ３　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の普通免許状を有する者で、教育に関係のある職にあった者 ４　法第９条の４第１号ロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事した期間が通算して３年以上ある者 ５　前各号に掲げる者のほか、社会教育に関する学識経験を有すると認められる者
削除	削除	教育相談員	別表第１に掲げる教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	幼稚園教育嘱託員	教育職員免許法による教諭の普通免許状若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育士の資格を有する者又はこれらと同等の資格等を有すると認められる者
削除	削除	認定こども園保育員	児童福祉法による保育士の資格を有する者
削除	削除	認定こども園嘱託介助員	教育職員免許法による教諭の普通免許状若しくは児童福祉法による保育士の資格を有する者又は別表第１に掲げる認定こども園嘱託介助員の職務を遂行するために必要な知識及び技能を有すると認められる者
削除	削除	文化財資料調査員	別表第１に掲げる文化財資料調査員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有

改正後		改正前	
			すると認められる者
削除	削除	伝統工芸指導員	別表第１に掲げる伝統工芸指導員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有すると認められる者
削除	削除	図書館嘱託員	別表第１に掲げる図書館嘱託員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	歴史専門調査員	別表第１に掲げる歴史専門調査員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	教育センター嘱託員	別表第１に掲げる教育センター嘱託員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者
削除	削除	学校警備嘱託員	別表第１に掲げる学校警備嘱託員の職務を遂行するために必要な能力及び技能を有すると認められる者
削除	削除	自然教育指導員	別表第１に掲げる自然教育指導員の職務を遂行するために必要な知識及び技能を有すると認められる者
削除	削除	非常勤講師	別表第１に掲げる非常勤講師の職務を遂行するため、教育職員免許法による教諭の普通免許状を有する者
削除	削除	学校業務嘱託員	別表第１に掲げる学校業務嘱託員の職務を遂行するために必要な能力及び技能を有すると認められる者
削除	削除	教育相談専門調査員	別表第１に掲げる教育相談専門調査員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者

改正後		改正前	
削除	削除	主任教育相談員	別表第１に掲げる主任教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	ほっとスクール指導員	別表第１に掲げるほっとスクール指導員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	スクールカウンセラー	別表第１に掲げるスクールカウンセラーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	スクールソーシャルワーカー	別表第１に掲げるスクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	教育支援スクールソーシャルワーカー	別表第１に掲げる教育支援スクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	学校包括支援員	別表第１に掲げる学校包括支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	英語活動支援員	別表第１に掲げる英語活動支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	就学相談員	別表第１に掲げる就学相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	特別支援学級支援員	別表第１に掲げる特別支援学級支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	新ＢＯＰ事務局	別表第１に掲げる新ＢＯＰ事務局長の職務

改正後		改正前	
		長	を遂行するために必要な能力を有すると認められる者で小・中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭若しくは教諭の経験を有するもの、これと同等以上の経験及び識見を有すると認められるもの又は地域における青少年健全育成等の活動経験を有するもの
削除	削除	学校給食栄養管理嘱託員	別表第１に掲げる学校給食栄養管理嘱託員の職務を遂行するため、栄養士法（昭和22年法律第245号）による栄養士免許証を有する者
削除	削除	幼稚園業務嘱託員	別表第１に掲げる幼稚園業務嘱託員の職務を遂行するために必要な能力及び技能を有すると認められる者
削除	削除	教育相談専門指導員	別表第１に掲げる教育相談専門指導員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	心理教育相談員	別表第１に掲げる心理教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
削除	削除	学校施設整備嘱託員	別表第１に掲げる学校施設整備嘱託員の職務を遂行するため、建築業務に精通し、必要な能力及び経験を有すると認められる者
削除	削除	学校嘱託医	別表第１に掲げる学校嘱託医の職務を遂行するため、医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許証を有する者
教育国際交流専門員	別表第１に掲げる教育国際交流専門員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経	教育国際交流専門員	別表第１に掲げる教育国際交流専門員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経

改正後	改正前
験を有すると認められる者	験を有すると認められる者